

# 温泉分析書

(鉱泉分析試験による分析成績書)

報告書No. 12F7764  
平成25年2月27日

申請者:(住所) 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸字上富田116-1  
(氏名) 杉澤廉晴

源泉名: 鰺ヶ沢温泉

湧出地: 西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸字下富田12-2

## 1. 湧出地における調査及び試験成績

(1) 調査及び試験者: 環境保全株式会社 角田健一

(3) 泉温: 59°C (気温: 6.5°C)

(5) 知覚的試験: 無色透明、強塩味無臭

(2) 調査及び試験年月日: 平成25年2月2日

(4) 利用量: 200ℓ/min (掘削動力揚湯)

(6) pH値: 7.3

## 2. 試験室における試験成績

(1) 試験者: 環境保全株式会社 伊藤綾乃

(3) 知覚的試験: 無色透明、強塩味無臭 (試料採水26時間)

(5) pH値: 7.4

(7) 電気伝導度: 3950 n.S/m

(2) 分析終了年月日: cc平成25年2月22日

(4) 密度: 1.0213 g/cm<sup>3</sup> (20°C/4°C)

(6) 蒸発残留物: 30.723 g/kg (180°C)

## 3. 試料1kg中の成分: 分量および組成

### (1) 陽イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
水素イオン	-	-	-
リチウムイオン	0.7	0.1	0.02
ナトリウムイオン	8571	372.8	74.92
カリウムイオン	66.3	1.7	0.34
アンモニウムイオン	8.1	0.45	0.09
マグネシウムイオン	30.8	2.54	0.51
カルシウムイオン	2403	119.9	24.1
マンガンイオン	1.7	0.06	0.02
陽イオン計	11082	497.6	100

### (2) 陰イオン

成分	ミリグラム (mg)	ミリバル (mval)	ミリバル% (mval%)
フッ化イオン	0.7	0.04	0.01
塩化物イオン	17087	482	97.89
臭化物イオン	62.6	0.78	0.16
ヨウ化イオン	2.4	0.02	0
水酸化物イオン	-	-	-
硫酸イオン	435.5	9.07	1.84
炭酸水素イオン	30.5	0.5	0.1
-	-	-	-
陰イオン計	17619	492.4	100.0

### (3) 遊離成分

#### 非解離成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリモル (mmol)
メタケイ酸	48	0.62
メタホウ酸	34.4	0.79
-	-	-
非解離成分計	82.4	1.41

溶存物質(ガス性のものを除く): 28.783 g/kg

#### 溶存ガス成分

成分	ミリグラム (mg)	ミリグラム (mg)
遊離二酸化炭素	14.4	0.33
遊離硫化水素	-	-
溶存ガス成分計	14.4	0.33

成分総計: 28.797 g/kg

### (4) その他微量成分

アルミニウムイオン	0.02	mg/kg
総鉄イオン	0.07	mg/kg
銅イオン	< 0.05	mg/kg
亜鉛イオン	< 0.005	mg/kg
カドミウムイオン	0.004	mg/kg
鉛イオン	0.081	mg/kg
硝酸イオン	< 0.1	mg/kg
リン酸水素イオン	< 0.1	mg/kg
総水銀	< 0.00005	mg/kg
総ヒ素	0.004	mg/kg

4. 泉質: ナトリウム・カルシウム-塩化物強塩泉  
(高張性中性高温水)

5. 禁忌症、適応症等は別表に示す。

# 温泉分析書別表

I. 源泉名: 鱒ヶ沢温泉

II. 源泉所在地: 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字下富田 12-2

III. 温泉分析申請者: 杉澤廉晴 青森県西津軽郡鱒ヶ沢町舞戸町字上富田 116-1

IV. 泉質: ナトリウム-塩化物強塩温泉(高張性中性高温泉)

V. 療養泉分類の泉質に基づく禁忌症、適用症は次のとおりである。

## 1 温泉の一般的禁忌症(浴用)

急性疾患(特に熱がある場合)、活動性の結核、悪性腫瘍、重い心臓病、呼吸不全、腎不全、出血性疾患、高度の貧血、その他一般に病勢進行中の疾患、妊娠中(特に初期と末期)
---

## 2 泉質別禁忌症

浴用の禁忌症
一般的禁忌症に準ずる

## 3 療養泉の一般的適応症(浴用)

神経痛、筋肉痛、関節痛、五十肩、運動麻痺、関節のこわばり、うちみ、くじき、慢性消化器病、痔疾、冷え性、病後回復期、疲労回復、健康増進
--

## 4 泉質別適応症

浴用の適応症
きりきず、やけど、慢性皮膚病、虚弱児童、慢性婦人病

## 5 浴用の一般的注意事項

### 【浴用上の注意事項】

- ① 温泉療養を始める場合は、最初の数日を入浴回数を1日当たり1回程度とすること。その後は1日当たり2回ないし3回までとすること。
- ② 温泉療養のための必要期間は、おおむね2ないし3週間を適当とすること。
- ③ 温泉療養開始後おおむね3日ないし1週間前後に湯あたり(湯さわり又は浴場反応)が現れることがある。「湯あたり」の間は、入浴回数を減じ又は入浴を中止し、湯あたりの症状の回復を待つこと。
- ④ 以上のほか、入浴には次の諸点について注意すること。
  - (ア) 入浴時間は、入浴温度により異なるが、初めは3分ないし10分程度とし、慣れるにしたがって延長してもよい。
  - (イ) 入浴中は、運動浴の場合は別として一般には安静を守る。
  - (ウ) 入浴後は、身体に付着した温泉の成分を水で洗い流さない(湯ただれを起こしやすい人は逆に浴後真水で身体を洗うか、温泉成分を拭き取るのがよい。)
  - (エ) 入浴後は、湯冷めに注意して一定時間の安静を守る。
  - (オ) 次の疾患については、原則として高温浴(42℃以上)を禁忌とする。
    - (イ) 脈硬化症 (ロ) 高血圧症 (ハ) 心臓病
  - (カ) 熱い温泉に急に入るとめまい等起こすことがあるので十分注意する。
  - (キ) 食事の直前・直後の入浴は避けることが望ましい。
  - (ク) 飲酒しての入浴は特に注意する。

(注意1)この別表は、温泉法第18条による掲示に必要な参考資料となるものである。

(注意2)この温泉を公共の浴用又は飲用に供するときは、温泉法第15条による知事の許可を必要とする。